【親族訪問を目的とした短期滞在査証】

２０２５年４月

A. 該当するケース

日本に居住する三親等以内の親族を訪問する場合

（三親等を越える親族を訪問する場合は、「知人訪問を目的とした短期滞在査証」になります。）

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

① パスポート（要署名）

② パスポート写し（身分事項ページのみ）

③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞ 申請人と在日親族の関係（三親等以内）を証明するのに十分な親族の出生証明書及び婚姻証明書が必要

④ 出生証明書（PSA で１年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- 遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で１年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

⑥ 委任状（PSA への照会用）※

〔申請人が費用を一部又は全部負担する場合〕

⑦ 預金残高証明書

⑧ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）

【日本側で用意する書類】（作成・発行から３月以内のもの）

⑨ 招へい理由書※

⑩ 招へい理由に関する資料（例：卒業式や結婚式などの日程がわかる案内状、診断書等、滞在期間が３０日を超える場合はその必要性に関する説明文書等）

⑪ 滞在予定表※

⑫ 住民票（在日親族及び身元保証人のもの）

☞ 世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの）

【併せて提出する書類】

- 在日親族又はその配偶者が日本人→戸籍謄本
- 在日親族又は身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）

〔日本在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合〕

⑬ 身元保証書※

⑭ 以下の書類のいずれか１点（複数提出も可。源泉徴収票及び確定申告書控は不可）

- 所得証明書

・（総所得額の記載のある）納税証明書
・預金残高証明書